

## 新旧対照表

項番	改定前	改定後
3.単位の申請・審査基準 (2) 専門医共通講習 1) 共通講習として認められる講習会の範囲 ③ 内の表 共通講習「その他の共通講習」のカテゴリー	医療制度と法律 地域医療 医療福祉制度 医療経済（保険医療に関するものを含む） 臨床研究・臨床試験、及びそれらに関連する講習会 両立支援（治療と仕事）及びそれらに関連する講習会 <u>以上の他、専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習会（医師患者間のコミュニケーションに関する講演や専門領域以外の科学的もしくは文化的講演などを含む）。</u>	医療制度と法律 地域医療 医療福祉制度 医療経済（保険医療に関するものを含む） 臨床研究・臨床試験、及びそれらに関連する講習会 両立支援（治療と仕事）及びそれらに関連する講習会
3.単位の申請・審査基準 (2) 専門医共通講習 2) 講習の形式	-	<新規追加> <u>⑤ 日本専門医機構が承認、追認したDVD等による伝達講習会</u>
3.単位の申請・審査基準 (2) 専門医共通講習 3) 講習会の規模	講習会の規模については、 <u>当面の間、</u> 以下の予想参加者数を目安として設定すること。 <u>なお、参加者数については、当分の間柔軟に対応する。</u> <以下省略>	講習会の規模については、以下の予想参加者数を目安として設定すること。 <以下省略>
3.単位の申請・審査基準 (2) 専門医共通講習 5) 受講単位について	認定単位は、上記記載の共通講習カテゴリーにつき1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とする。また、講習会の講師には受講単位2単位を付与することができる。なお、二つ以上のカテゴリーにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリーで申請すること。	認定単位は、上記記載の共通講習カテゴリーにつき1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とする。また、講習会の講師には受講単位2単位を <u>上限として</u> 付与することができる。なお、二つ以上のカテゴリーにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリーで申請すること。 <u>受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリーにつき、1日あたり2単位を上限とする。e-learningについてはこの限りではない。</u>